

平成25年8月28日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 信託協会

**「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」
に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1. 会計処理について

- (1) 会計処理における実務対応が明らかにされており、本制度の今後の普及に資するものとして歓迎する。
- (2) 本制度は、委託者たる企業が従業員の福利厚生を目的として他益信託を設定し、受託者が信託目的に従い財産を管理・処分するものであり、その経済実態に沿った会計処理の整理がなされているものと認識しており、その方向性に異論はない。
- (3) 企業は、総額法により個別財務諸表に計上した信託について、子会社又は関連会社に該当するか否かの判定を要しないとする整理については、連結論点整理の脚注10に沿った取扱いであり、信託実務対応上の合理性の観点からも、この整理につき異論はない。
- (4) 企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する会計処理の方針については、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第5項に従った取扱いであり、自己株式の処分先が他益信託のため信託が企業と同一の存在とはみなせないことを踏まえれば、この方針に異論はない。
- (5) 従業員へのポイントの割当等に関する会計処理において、信託が株式を取得した時の株価を基礎として費用及び引当金を計上する会計処理の方針については、企業の負担が信託に資金を拠出した時点で確定していること、自社の株式を用いたインセンティブ・プランとして類似性があるストック・オプションにおける会計基準（企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」）と平仄が取れていることから、この方針に異論はない。

2. 開示等について

企業の開示に基づく企業間の比較可能性の向上を図る観点からは、開示等で示された内容で必要に足らなかつ十分なものであり、妥当なものとする。

3. 適用時期等について

本制度は、一定期間にわたり継続する取引であり、既に取り開始から数年経過している企業も多数あることを考慮すると、本実務対応報告適用前に実施された会計処理に遡及適用を求めることについては、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる。

一方で、企業の開示の観点からは企業間の比較可能性を重視し、本実務対応報告適用前に実施された会計処理に遡及適用を行うニーズもあるものと思われる。

従って、本実務対応報告適用前に実施された会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができるとした方針は妥当なものとする。

以上